

送付先 各党党首（代表） 10 通  
大手一般新聞社 5 社 計 15 通

## 声明 憲法記念日に寄せて

2014 年 4 月 18 日

国際婦人年連絡会

世話人 橋本 葉子  
実生 律子  
山口みつ子

解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対し、日本国憲法の厳守を求めます

国際婦人年連絡会（全国組織 35 団体）は、1975 年の国際婦人年以来、国連の提唱する「平等・開発・平和」の三つの目標に向けて活動を続けています。

日本国憲法に明記されている平和・人権条項こそ、ジェンダー平等社会実現の揺るぎない活動の根幹です。

いま安倍内閣は、国民投票法を「改正」して憲法「改正」への道を急進しようとしています。また、憲法 9 条の解釈を変更し、歴代内閣が固く禁じてきた集団的自衛権の行使容認に踏み切ろうとしています。

集団的自衛権の行使が容認されれば、日本が直接武力攻撃を受けていなくても海外での武力行使が可能となり、テロ特措法やイラク特措法にあった「歯止め」は取り除かれ、「限定行使」というものの、派兵や武器使用が際限なく広がるおそれ大です。これは憲法 9 条に明確に違反し、戦後平和憲法の下で歩んできた国のあり方を根本から変えることとなります。

しかも憲法解釈の変更を「閣議決定」で行うことは、国会・国民の意志をまったく軽視する暴挙です。三権分立や、憲法が国をしばるという立憲主義の否定であり、断じて許すことはできません。

安倍内閣の「積極的平和主義」の中身である、国家安全保障会議の設置、特定秘密保護法の制定、武器輸出の解禁、沖縄・辺野古への新基地建設、教育への政治介入など、一連の動きは、「いつか来た道」であり、けっして繰り返してはなりません。

こうした“戦争する国づくり”の方向に対しては、自民党内や内閣法制局長官経験者、海外からの批判はもとより、世論の多数も反対しています。

国際婦人年連絡会は、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に強く反対し、日本国憲法の平和主義・国民主権・基本的人権尊重の原則の厳守を求めます。